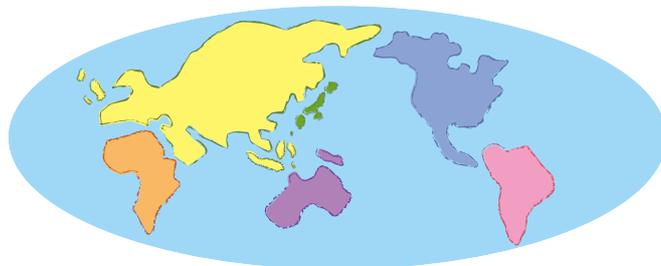




人権が尊重される世界をめざして！ 「世界人権宣言」、過去の経験と反省を 今に生かす。

すべての人間は生れながらにして自由・平等などの基本的人権を持っているということを認め、世界中のすべての人々や国々が平和で人権が守られるための「世界人権宣言」について、みなさんをご存じでしょうか。



「世界人権宣言」とは？

20世紀には世界を巻き込む大きな戦争が2度も起こり、第二次世界大戦中においては、特定の人種の迫害や大量虐殺などで多くの人びとの命が奪われたり、人権侵害や抑圧が多発しました。このような経験と反省から、人権問題は国際社会全体にかかわる問題であり、世界平和を実現するためには、世界各国が協力して人権を守る努力をしなければならないという考え方が主流となり、昭和23(1948)年12月10日の国連第3回総会で「世界人権宣言」が採択されました。

世界人権宣言は、基本的人権尊重の原則を定めたものであり、初めて人権保障を国際的にうたった画期的なものです。

この宣言は、市民的・経済的・社会的・文化的分野に渡る多くの権利を内容とし、前文と30条の条文※から成り立っており、世界各国に強い影響を及ぼしています。

しかし、宣言自体に法的拘束力はありません。そこで、国際的なルールによって世界人権宣言の理想を現実のものにするために、多くの人権条約が制定されています。

さらに、地球上の誰一人取り残さないことを目指して国連サミットで採択されたSDGs(持続可能な開発目標)も世界人権宣言をその基礎の一つとしています。

「人権デー」と「人権週間」

「世界人権宣言」が採択されてから2年後の昭和25(1950)年の国連第5回総会で12月10日を「人権デー」と定め、啓発活動や記念行事などを開催することを呼びかけ

世界人権宣言30の条文※

- 第1条 人は生まれながらにして自由・平等です
- 第2条 すべての人に差別なく権利があります
- 第3条 生命・自由・身体の安全の権利があります
- 第4条 いかなる形の奴隷も許されません
- 第5条 拷問や残虐な扱いは許されません
- 第6条 人は皆法の下で人として認められます
- 第7条 法の下に平等であり差別なく保護を受けられます
- 第8条 権利の侵害に対しては裁判で救済される権利があります
- 第9条 公正な手続によらずに逮捕、拘禁、追放されません
- 第10条 独立・公平な裁判所で公正・公開の審理を受けることができます
- 第11条 裁判で有罪になるまでは無罪が推定されます
- 第12条 プライバシーは守られなくてはなりません
- 第13条 自由に移転・居住することができます
- 第14条 迫害された人は他国へ避難できます
- 第15条 国籍を持つ権利があります
- 第16条 結婚し、家庭を作る権利が平等にあります
- 第17条 公正な手続によらずに財産権は侵されません
- 第18条 思想・良心・宗教は自由です
- 第19条 意見及び表現は自由です
- 第20条 集会及び結社の自由があります
- 第21条 政治に参加する権利があります
- 第22条 社会保障を受ける権利、経済的・社会的及び文化的権利があります
- 第23条 働くことに関する様々な権利があります
- 第24条 休息や余暇を楽しむ権利もあります
- 第25条 十分な生活水準を保ち、生活に困ったら社会保障を受けられます
- 第26条 教育を受ける権利があります
- 第27条 文化・芸術・科学に関する権利があります
- 第28条 権利と自由が実現されるために
- 第29条 人々が負うべき義務は何でしょうか…
- 第30条 権利や自由はそれを破壊するために使うものではありません

出典：法務省 人権啓発パンフレット「世界人権宣言70周年」より抜粋

毎年12月4日から10日は